

# くらすと

Vol.110

## 5月は消費者月間です

商品の購入やサービスの提供など契約のことでお困りの時は、**188（局番なし）**にお電話ください。

- いらぬものはキツパリ断る。
- 簡単に儲かる話はありません。
- A T Mから還付金はもらえません。

**お断りします**

### 消費者月間 大阪府市連携講演会

テーマ

キャッシュレス時代の消費者トラブル防止策

講師

大久保 育子（大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー）

とき

令和5年5月26日(金)14時～15時30分

ところ

大阪府中央区役所

参加費

無料

定員

100名(先着順)

【QRコード】



お申し込みはこちらから【5月19日(金)17時まで】  
⇒[大阪府行政オンラインシステム](#)

### 令和5年度 消費者月間統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術  
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

[消費者庁ホームページ](#)

【QRコード】



# SNS上での勧誘や広告をきっかけとする「もうけ話」にご注意！

## 相談事例

- ・SNSの広告を見て、副業を申し込んだところ、SNSでライブ配信をしている人に声をかけ、ライブ配信者を養成しているプロにつなぐ仕事を紹介された。サポート等を受けるためには高額な費用が必要と言われ、借金をして支払ったが、儲からず、借金の返済もできないので困っている。
- ・月に100万円稼げると動画で宣伝されているのを見て、SNSに登録した。セミナー講師になれば稼げるという話だったが、オンラインセミナーで集客やセールス等のノウハウを販売して儲ける方法を広めることで収入になると言われた。入会金として40万円をカード決済したが、セミナー参加には別途費用が発生すると言う。解約したい。



## アドバイス

- ◆簡単に儲かるようなうまい話はありません！
  - ・SNS やメッセージのやりとりだけでは、勧誘者の実態がつかめないことが多く、相手と連絡がつかなくなった場合、被害の回復は困難となります。
  - ・知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしないようにしましょう！
- ◆お金を要求されたら要注意！
  - ・お金を支払ったとたん相手と連絡がつかなくなる場合があります。
  - ・借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう！
- ◆トラブルに備えて記録を残しておきましょう！
  - ・SNS等での相手とのやりとりは消さずにスクリーンショットをとるなどして、記録を残しておきましょう！
- ◆不安になったとき、トラブルになったときは、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口にご相談ください！



## 消費者が承諾した場合に限り、契約書のメール等による交付が可能になります！

令和5年6月1日から、事業者は、消費者の承諾を得れば、契約書面等を電磁的方法（電子メールの送付等）で交付することができるようになります。

- ・契約内容を確認し、きちんと理解して契約しましょう！
- ・受け取った契約書は必ず保管しておきましょう！
- ・電子データの保管が不安な場合は、紙の書類をもらいましょう！



シニア向け  
消費生活情報  
サイトはこちら→



大阪府HP

若者向け  
消費生活情報  
サイトはこちら→



大阪市HP

被害にあっても、あきらめないで  
消費者ホットライン  
**☎188(いやや!)**  
※局番なし

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888  
ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999  
ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



©Expo 2025